

令和9年度

学童保育室入室案内



行田市

目 次

<u>学童保育室一覧</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	---

1 学童保育室について

学童保育室（放課後児童クラブ）とは・・・・・・・・	2
入室できる児童は・・・・・・・・	2
入室可能期間・・・・・・・・	2
開室時間・・・・・・・・	2
開室日・・・・・・・・	2
保育料について・・・・・・・・	3
保育料の算定替え・・・・・・・・	4
保育料の納付方法・・・・・・・・	4
昼食提供について・・・・・・・・	4
学童保育室利用にあたってのお願い・・・・・・・・	5

2 入室について

学童保育室入室まで・・・・・・・・	6
申請方法・・・・・・・・	7
お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合・・・・・・・・	8
兄弟姉妹の入室・・・・・・・・	8
学童保育室の退室・・・・・・・・	8

3 放課後等デイサービスのご案内

放課後等デイサービスとは・・・・・・・・	9
利用することができる方・・・・・・・・	9
サービス内容・・・・・・・・	9
費用・・・・・・・・	9
市内施設一覧・・・・・・・・	9

【学童保育室一覧】

学区域	学童保育室名	住 所	電話番号	定員
忍小	忍第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	本丸7-20 忍小学校校舎内	556-1139	37
	忍第二学童保育室 (原則、低学年中心)	本丸7-20 忍小学校敷地内	556-0402	60
南小	南第一学童保育室 (原則、低学年中心)	佐間1-25-4 南小学校校舎内	556-6666	49
	南第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	佐間1-25-4 南小学校敷地内	552-0577	44
西小	西第一学童保育室 (原則、低学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(南校舎)	556-1143	70
	西第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	持田3-5-9 西小学校校舎内(北校舎)	579-5347	50
東小	東第一学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野2-26-8 東小学校校舎内	554-3750	36
	東第二学童保育室 (原則、低学年中心)	長野2-26-8 東小学校敷地内	556-5231	60
北小	北第一学童保育室 (原則、低学年中心)	和田94-1 北小学校体育館内	553-3040	36
	北第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	和田94-1 北小学校校舎内	556-7219	70
桜ヶ丘小	さくら第一学童保育室 (原則、低学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校敷地内	552-0556	45
	さくら第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	長野1880 桜ヶ丘小学校校舎内		50
太田小	太田学童保育室	小針3521 太田小学校校舎内	554-2448	70
泉小	泉太井第一学童保育室 (原則、低学年中心)	持田70 泉小学校敷地内	554-5808	55
	泉太井第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	持田70 泉小学校校舎内	577-4947	40
埼玉小	埼玉第一学童保育室 (原則、低学年中心)	埼玉4602 埼玉小学校敷地内	559-2500	48
	埼玉第二学童保育室 (原則、中・高学年中心)	埼玉4610-2 埼玉小学校校舎内		40
南河原小	南河原学童保育室	南河原782 南河原小学校校舎内	557-3331	70
下忍小	下忍学童保育室	下忍2451 下忍小学校敷地内	556-8840	36
見沼小	見沼学童保育室	荒木1606 見沼小学校校舎内	557-5430	40

1 学童保育室について

学童保育室（放課後児童クラブ）とは

小学校の放課後に保護者の就労などにより家庭での監護が困難な児童をお預かりし、適切な遊びや生活の場を提供する施設です。

入室できる児童は

入室希望日時点で、次の入室基準（1 または 2）を満たす市内在住の小学生または、市外在住で市内の小学校へ通学（予定）の小学生

※指定学校変更者（祖父母等の自宅から学校へ通う場合）は、原則申請（入室）が出来ません。

入室基準

1 保護者の就労等の場合

（1）昼間家庭が常時留守になり、保護者の勤務等終了時間が

- ・ 1～4年生 午後3時以降であること
- ・ 5～6年生 午後4時以降であること

（2）保護者の勤務等の日数が

- ・ 1年生 月平均12日以上であること
- ・ 2～6年生 月平均15日以上であること

（3）お子さんの監護が可能な同居の親族がいないこと

※同一敷地内の別建物や世帯分離（二世帯住宅）等を含みます。

※令和9年4月1日時点で、65歳以上の方は除きます。

2 妊娠・出産（産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末まで）等により、児童の監護ができない場合も自宅における監護が難しいものと判断いたします。

※春季・夏季・冬季・学年末休業日のみ利用する場合には、入室基準を緩和します。

春季・冬季・学年末休業日の場合は、入室したい月の前月10日までにご相談・ご申請ください。夏季休業日の場合は、市報等をご確認ください。（令和8年度は6月号へ掲載）

入室可能期間

入室開始日から最長令和10年3月31日まで

- ・ 入室開始日及び入室終了日は、入室決定通知書の「保育の実施期間」に記載します。入室理由により入室できる期間が異なります。また、入室終了日は、その日までの在籍を約束するものではありません。
- ・ 年度を超えての継続入室は出来ませんので、学年が変わる際は改めて申請が必要となります。

開室時間

- ・ 学校授業日（月曜日から金曜日）・・・放課後から午後7時まで
- ・ 土曜日等 ・・・午前7時30分から午後7時まで
（土曜日等とは、土曜日、開校記念日、県民の日、運動会の振替休日等です。）
- ・ 長期休業日 ・・・午前7時30分から午後7時まで
（長期休業日とは、春季・夏季・冬季・学年末です。）

開室日

次の休室日を除く、月曜日から土曜日までです。

【休室日】日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

保育料について

○保育料の決定方法

保育料は、市町村民税所得割課税額（お子さんの父母の合計額）を基に、下記保育料一覧表により決定しています。

なお、お子さんの父母が非課税で、祖父母等と同居している場合（世帯分離している場合も含む）は、祖父母等を家計の生計維持者であると判断し、祖父母等の課税額を基に保育料を決定します（同一敷地内の別建物や二世帯住宅で電気・ガス・水道等を別に契約しているなど、家計が別であると認められる場合を除きます）。

『所得が未申告の方』又は『令和8年1月1日に市外在住で所得課税証明書が未提出の方』は、根拠となる課税額がわからないため、保育料の算定ができません。そのため、根拠となる課税額がわかるまでの暫定措置として、最高階層（最高額9,000円）で決定しますので、ご了承ください。なお、収入がない場合も、保育料算定のため市町村民税の申告が必要です。

保育料の日割り計算はしません（長期休業期間のみ利用の場合を除く）。月の途中での入退室や保護者又はお子さんの都合で1か月欠席している場合でも、月額保育料を納めていただきます。

【学童保育室保育料一覧表】

世帯の階層区分		保育料（月額）
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯	0円
3	市町村民税所得割課税額 76,000 円未満	5,000 円
4	市町村民税所得割課税額 76,000 円以上 225,000 円未満	7,000 円
5	市町村民税所得割課税額 225,000 円以上	9,000 円
兄弟姉妹同時入室の場合、2人目以降は表の半額となります。		

※この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。

○市町村民税所得割課税額が変更となった場合

修正申告等により、市町村民税所得割課税額が変更になった場合は、保育料の再計算を行いますので、申告書又は税額の決定通知書の写しを持参の上、子ども未来課へお越しください。なお、再計算の結果、保育料に変更がない場合もありますので、ご了承ください。

○その他の負担

保育料の他におやつ代をご負担いただきます（学童保育室により料金は異なります。一人あたり月額2,500円程度です）。

保育料の算定替え

保育料は9月に算定替えを行います（算出根拠となる市町村民税所得割課税額の年度を変更します）。

■4月～8月分の保育料…前年度（令和8年度）の市町村民税所得割課税額
（令和7年1月～令和7年12月の収入に基づく額）

■9月～翌年3月分の保育料…今年度（令和9年度）の市町村民税所得割課税額
（令和8年1月～令和8年12月の収入に基づく額）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和8年度）の市民税額で算定 （令和7年1月～令和7年12月の収入）					今年度（令和9年度）の市民税額で算定 （令和8年1月～令和8年12月の収入）						

保育料の納付方法

保育料は原則として、毎月末日（12月のみ25日）に口座振替により納めていただきます。

- ・末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。
- ・保育料決定通知に同封する「行田市学童保育室保育料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出してください。
なお、口座振替依頼書は、お子さん1人につき1枚必要です。
- ・保育所等で利用していた口座は、学童保育室では、引き続き利用することができません。新たに口座振替の手続きが必要となります。
- ・必ず振替日前日までに残高の確認をお願いいたします。残高不足などにより引落しができなかった場合は、後日子ども未来課より納付書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。
- ・保育料の滞納が続いた場合は、退室していただく場合がございます。

昼食提供について

小学校の長期休業日等における保護者の皆様の負担軽減を図る目的で、希望者を対象に学童保育室における昼食提供を実施しております。

- ・提供日 長期休業日（春季・夏季・冬季・学年末）、給食がない半日授業の日及び運動会の振替休日等
※学童保育室の開室日でも、土曜日やお盆休み等、提供できない場合もあります。
- ・料金 1食 470円（税・配送代込）（令和8年8月末時点） ＊保護者負担となります。
メニューに応じて、箸やスプーンなどが付属されます。
- ・メニュー 月末に翌月1カ月分を公開（LINEで確認可）
- ・提供事業者 株式会社 若菜（さいたま市北区別所町122-1）
連絡先048-553-1272（行田センター）
- ・注意事項
 - ・提供するお弁当は、アレルギー対応していません。
 - ・注文忘れなどにより、当日、児童の昼食が用意できていない場合は、学童保育室では対応いたしかねますので、保護者の責任において対応をお願いします。
 - ・お弁当の注文、キャンセル、お弁当代の支払い等は、（株）若菜が委託している「ペコフリー」システムにおいて行います。
 - ・お弁当代の支払いは、ポイントのみとなります。（事前にポイント購入が必要です）
 - ・ポイントの使用期限は購入日より180日です。

- ・ポイント購入後の返金対応は出来ません。
- ・当日、急きょ学童を欠席した場合、配送されたお弁当は、衛生上の観点から、学童保育室にて廃棄させていただきます。その場合、料金の返金はできません。

・利用方法

1 注文準備（登録）

- ①LINE で「ペコフリー公式アカウント」に友達登録。
※学童保育室ごとにQRコードが異なります
 （入室決定時の通知または市ホームページから QR コードを確認ができます）。
- ②アカウント登録（学童名、児童名などを登録）
- ③お弁当代の支払いをするポイントをチャージする。
※ポイントの使用期限は購入日より 180 日です。
※ポイント購入後の返金対応は出来ません。

2 お弁当注文（前日まで）

- 前日の 21 時 00 分までに LINE で注文。
※キャンセルする場合も 21 時 00 分までです。

3 お弁当提供（当日）

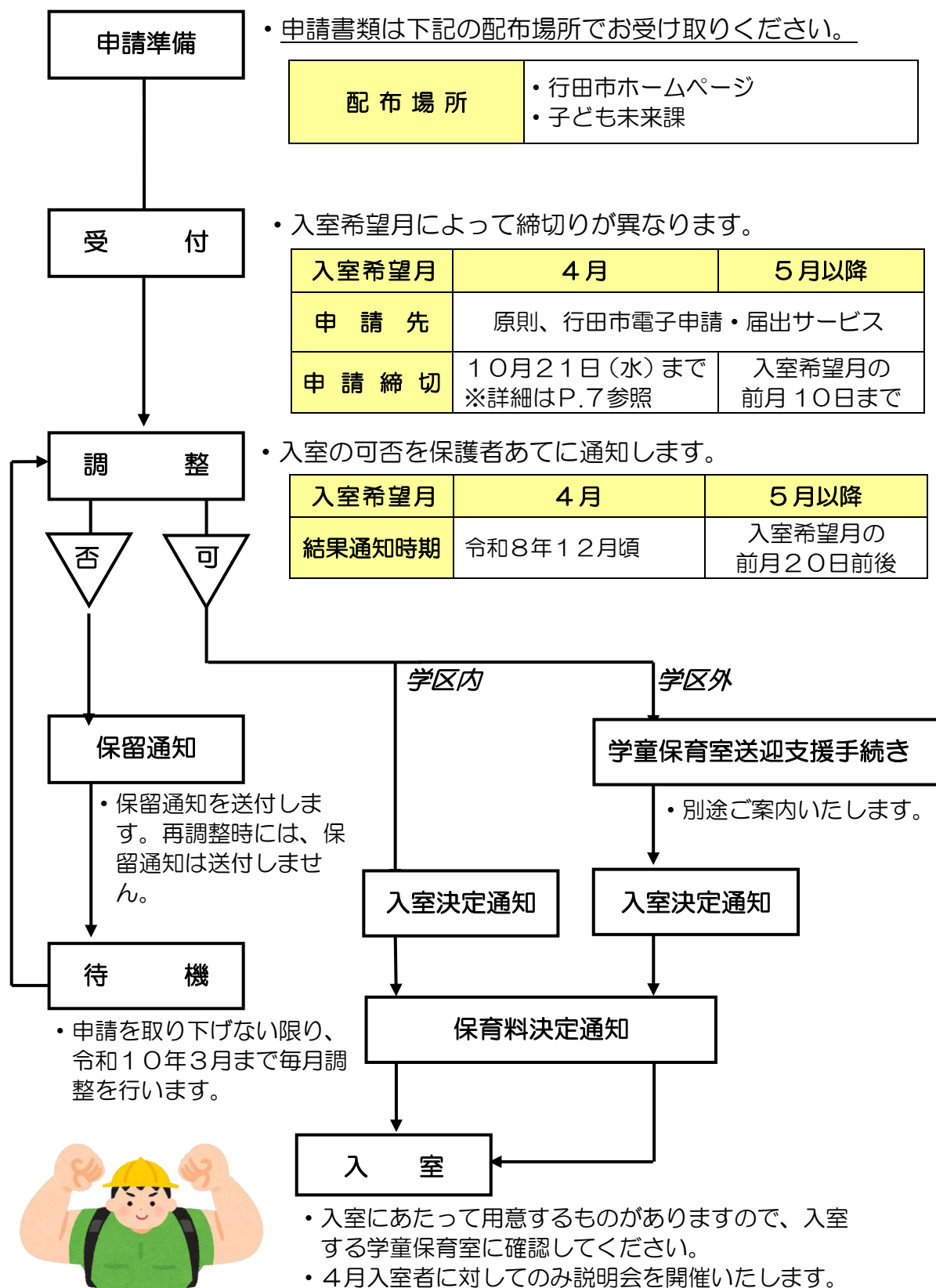
- ①児童が在室の学童保育室に提供事業者がお弁当を配送。
- ②お弁当の使い捨て容器と残飯は、各自自宅に持ち帰り処分。
※持ち帰り用のビニール袋は学童保育室で準備いたします。

学童保育室利用にあたってのお願い

- ・学童保育室は集団生活をする場です。決まりごとをお子さんに守らせてください。
- ・保護者の方は勤務が終わり次第、お子さんのお迎えにいらしてください。午後 7 時で閉室しますので、遅れずにお迎えをお願いします。児童の安全のため、原則保護者が玄関までの送り迎えをお願いします。（未成年の方のお迎えはご遠慮ください。）
- ・欠席される場合は、必ず学童保育室へ連絡してください。
- ・お子さんに食物アレルギーがある場合は、申請書類に記載の上、「生活管理指導表」を添付してください。
- ・平日や土曜日に保護者がお休みの場合は、親子の大切な触れ合いをより一層深めるためにも、ご家庭での監護をお願いします。
- ・お子さんが他のお子さんへ危害を加えた場合や、そのような恐れのある行動をとった場合には退室させていただきます。
- ・保護者が入室児童等へ怒鳴る等の行為があった場合は、退室させていただきます。
- ・保護者又はお子さんの住所・氏名・連絡先・世帯状況や、保護者の勤務先が変更となったときは手続きが必要となりますので、子ども未来課にご連絡ください。
- ・お子さんがインフルエンザなどの感染症に罹患した場合やお子さんのクラスが学級閉鎖になった場合などは、他のお子さんへの感染を防ぐため、学童保育室は欠席させていただきます。

2 入室について

学童保育室入室まで



申請方法

学童保育室へ入室を希望する場合は、下の方法で申請書類等を提出してください。

なお、学童保育室の入室は申請順ではありません。ご提出いただいた書類を基に入室審査を行い、入室を希望する児童の学年や保護者の勤務状況等を審査し、必要性が高いお子さんから順に入室となります。

また、書類に不備や不足がある場合は、入室審査は行うことが出来ませんのでご注意ください。

4月に入室を希望される場合

■申請受付期間：

原則電子申請とし、令和8年10月1日(木)午前0時～21日(水)午後5時15分まで
※電子申請でない場合は、同期間の午前8時30分～午後5時15分に直接子ども未来課
(土・日・祝日を除く)

■申請書の配布期間および場所：

9月24日(木)以降、市ホームページからダウンロード可(子ども未来課でも配布)

5月以降の入室を希望される場合

■申請受付期間：

原則電子申請とし、入室希望月の前々月の11日から前月の10日まで※期限厳守
【(例)5月1日から入室を希望する場合】申請期間：3月11日から4月10日まで

■申請書の配布期間および場所：

市ホームページからダウンロード可(子ども未来課でも配布)

②申請に必要な書類

全員提出	■行田市学童保育室入室申請書
	■学童保育室利用に関する重要事項確認書兼同意書
保護者の理由	■学童保育室を希望する理由の書類(対象者：父・母・同居する65歳未満の祖父母)世帯内の全ての対象者に次のいずれかの証明書を提出していただきます。 ① 就労している(予定含む) ⇒ 就労証明書及びパート等で変則就労の場合シフト表(直近3ヶ月分)が必要。 ② 就学している(予定含む) ⇒ 在学証明書(予定の方は合格通知書等)、時間割表及びシラバス等 ③ 疾病や障害がある ⇒ 診断書(学童用)、障害者手帳の写し及び申立書 疾病及び身体障害者手帳のみ交付されている場合、診断書(学童用)が必要となります。 ④ 妊娠中や出産をした ⇒ 母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページの写し ⑤ 介護や看護をしている ⇒ 診断書(学童用)、ケアプラン、障害者手帳の写し、申立書、介護・看護がわかる書類等
該当者のみ	■食物アレルギーがある入室希望児童 ⇒ 生活管理指導表 ■令和8年1月2日以降に行田市へ転入(予定含む) ⇒ 所得課税証明書(4月～8月入室は令和8年度、9月以降の入室は令和9年度が必要) ※各年1月1日にお住まいだった市区町村役場で証明書を取得してください(令和9年度証明書は7月頃に取得することができます)。 ■引越し予定者(転居・転入予定) ⇒ 賃貸借契約書、売買契約書の写し等 ■障害者手帳の所有者(入室希望児童) ⇒ 障害者手帳の写し(P.8「お子さんが障害(発達障害を含む)をお持ちの場合」をご確認ください。) ■発達障害と診断されている入室希望児童 ⇒ 診断書(学童用)(P.8「お子さんが障害(発達障害を含む)をお持ちの場合」をご確認ください。) ■生活保護を受給されている場合 ⇒ 受給証の写し ■指定学校変更者 ⇒ 要相談

※申請書類に虚偽の内容があった場合には、入室決定後であっても申請が取消し(退室)となる場合があります。

お子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合

新規で入室申請をされるお子さんが障害（発達障害を含む）をお持ちの場合は、入室決定に先立ち、学童保育室の支援員と面談をさせていただく場合があります。

面談の結果、受入体制等によっては、入室をお断りせざるを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、お子さんが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの場合は、「放課後等デイサービス」が利用できます。

（P. 9「3 放課後等デイサービスのご案内」をご確認ください。）

兄弟姉妹の入室

兄弟姉妹の入室については、できる限りご希望に添えるよう入室調整を行います。が、監護の必要性が高いお子さんから入室となります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。

また、原則として「低学年」「中・高学年」に区分しての入室となります。

学童保育室の退室

次のような場合には、学童保育室の退室の手続きをお願いします。

- ・保護者が勤務先を退職した場合や勤務時間の変更等により、ご家庭でお子さんの監護を行えるようになったとき
- ※産前産後休業（産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末）の間は、学童保育室を利用することができます。
- ※事情により監護が困難な場合は申立書を提出してください（P. 7を参照）。
 - 退室届出用紙の配布場所・・・子ども未来課
 - 提出期限及び提出場所・・・退室する月の10日までに子ども未来課へ

3 放課後等デイサービスのご案内

放課後等デイサービスとは

学校通学中の障害児に対して、学校授業終了後や長期休業日中において、児童の生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

利用することができる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など

サービス内容

- ・ 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ・ 創作的活動、作業活動
- ・ 地域交流の機会の提供 など

費用

利用料の1割が自己負担となります（所得に応じて負担額が異なります）。

区分	世帯の所得状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1(※)	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

市内施設一覧

設置者	施設名	所在地	電話番号
合同会社 アドランド	きんかぎんか	城西 2-9-16	511-0312
株式会社 シティーサポート	行田サポートほほえみ	門井町 2-21-9	556-2257
	遊学館	門井町 3-2-4	579-5066
社会福祉法人 聖徳会	ポコ・ア・ポコ	小見 1400-4	594-8006
株式会社 Raa	パレット	富士見町 2-30-4	577-8908
社会福祉法人 健翔会	にじいろ	谷郷 2-16-26	598-7898
	にじいろプラス	忍 1-11-1	598-5252
NPO 法人 CIL ひこうせん	ぴーず	佐間 2-1-19	598-4685
株式会社 Y&A	ぷりんしばる 門井教室	門井町 2-4-7 シャト-門井 1F	578-8262
合同会社 コットンキャンディー	コットンキャンディー	栄町 4-7	579-5605
	スマイルキャンディー	佐間 1-19-38	577-7951
有限会社 尋商	とんぼ	白川戸 738-1	594-8385

本サービスの利用を希望する場合や詳細についてのお問い合わせは、福祉課障がい福祉担当（556-1111：内線265、266）までお願いします。



学童保育室についてのお問い合わせ

行田市役所健康福祉部 子ども未来課 子ども・子育て担当

TEL：048-556-1111（内線262）